

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇二の二 (略)</p> <p>三 社債券 法第二条第一項第五号に掲げる社債券をいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。</p> <p>四〇七の二 (略)</p> <p>七の三 新株予約権 新株予約権証券に表示されるべき権利をいう。</p> <p>八〇十三 (略)</p> <p>十四 有価証券届出書 法第五条第一項の規定による届出書であつて有価証券に係るものをいう。</p> <p>十四の二 (略)</p> <p>十四の三 参照書類 法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類であつて有価証券に係るものをいう。</p> <p>十四の四 外国会社届出書 法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社届</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇二の二 (略)</p> <p>三 社債券 法第二条第一項第五号に掲げるものをいい、同項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。</p> <p>四〇七の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八〇十三 (略)</p> <p>十四 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。</p> <p>十四の二 (略)</p> <p>十四の三 参照書類 法第五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の四において同じ。）に規定する参照書類をいう。</p> <p>十四の四 外国会社届出書 法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社届</p>

出書であつて有価証券に係るものをいう。

十五 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書であつて有価証券に係るものをいう。

十五の二 十六の四 (略)

十七 有価証券通知書 法第四条第六項の規定による通知書であつて有価証券に係るものをいう。

十七の二 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。)において準用する法第四条第六項の規定による通知書であつて有価証券に係るものをいう。

十七の三 発行登録書 法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書であつて有価証券に係るものをいう。

十七の四 発行登録追補書類 法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類であつて有価証券に係るものをいう。

十八 有価証券報告書 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する有価証券報告書であつて有価証券に係るものをいう。

十八の二 外国会社報告書 法第二十四条第八項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する外国会社報告書であつて有価証券に係るものをいう。

十八の三 十八の六 (略)

十九 半期報告書 法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する半期報告書

出書をいう。

十五 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書をいう。

十五の二 十六の四 (略)

十七 有価証券通知書 法第四条第六項の規定による通知書をいう。

十七の二 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。)において準用する法第四条第六項の規定による通知書をいう。

十七の三 発行登録書 法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四 発行登録追補書類 法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八 有価証券報告書 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する有価証券報告書をいう。

十八の二 外国会社報告書 法第二十四条第八項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する外国会社報告書をいう。

十八の三 十八の六 (略)

十九 半期報告書 法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する半期報告書

であつて有価証券に係るものをいう。

十九の二 臨時報告書 法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書であつて有価証券に係るものをいう。

十九の三 外国会社半期報告書 法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書であつて有価証券に係るものをいう。

十九の四 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社臨時報告書であつて有価証券に係るものをいう。

二十 自己株券買付状況報告書 法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書であつて有価証券に係るものをいう。

二十の二～二十七の五 （略）

二十八 継続開示会社 有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出の日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条及び第十五条の三において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九～三十六 （略）

をいう。

十九の二 臨時報告書 法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

十九の三 外国会社半期報告書 法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書をいう。

十九の四 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社臨時報告書をいう。

二十 自己株券買付状況報告書 法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二～二十七の五 （略）

二十八 継続開示会社 有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出の日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九～三十六 （略）

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 (略)

2 (略)

3 令第二条の十二の三第六号八に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 (略)

4 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 (略)

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号から第二号の二まで及び第十四条の十五第二項において同じ。)に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(令第二条の十二に規定する場合に該当するもの、法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 (略)

2 (略)

3 令第二条の十二の三第六号八に規定する内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

一 (略)

4 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 (略)

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号から第二号の二まで及び第十四条の十五第二項において同じ。)に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(令第二条の十二に規定する場合に該当するもの、法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券は、第一条

号二に掲げる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて第一条第一号二に掲げる有価証券の性質を有するものと同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三〇八 (略)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第二条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 (略)

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者(非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。))を除

第二号の規定にかかわらず、同条第一号二に掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三〇八 (略)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第二条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 (略)

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者(非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。))を除く。)の数

<p>く。の数</p> <p>3 (略)</p> <p>(有価証券通知書)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ 八 (略)</p> <p>二 外国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ 前号に定める書類(定款については、会社法第二十七条各号又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十四条第二項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの、寄附行為については、同項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下外国会社の添付する定款又は寄附行為について同じ。)</p> <p>ロ 八 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき取得した新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券であつて有価証券</p>	<p>く。の数</p> <p>3 (略)</p> <p>(有価証券通知書)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ 八 (略)</p> <p>二 外国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ 前号に定める書類(定款については、会社法第二十七条各号又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十四条第二項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの、寄附行為については、同項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下外国会社の添付する定款又は寄附行為について同じ。)</p> <p>ロ 八 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき取得した新株予約権証券又は当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使す</p>
<p>く。の数</p> <p>3 (略)</p> <p>(有価証券通知書)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 八 (略)</p> <p>二 外国会社</p> <p>イ 前号に掲げる書類(定款については、会社法第二十七条各号又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十四条第二項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの、寄附行為については、同項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款又は寄附行為について同じ。)</p> <p>ロ 八 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき取得した新株</p>	<p>く。の数</p> <p>3 (略)</p> <p>(有価証券通知書)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 八 (略)</p> <p>二 外国会社</p> <p>イ 前号に掲げる書類(定款については、会社法第二十七条各号又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十四条第二項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの、寄附行為については、同項に掲げる事項に相当する事項が記載されたもの。以下、外国会社の添付する定款又は寄附行為について同じ。)</p> <p>ロ 八 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき取得した新株</p>

であるものをいう。以下この号及び第十一條の四第二号ホにおいて同じ。）又は当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することにより取得した有価証券に係る有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等（法第二條第六項第三号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。）

5  
(略)

(開示が行われている場合)

第六條 法第四條第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
  - 二 当該有価証券又は当該有価証券と同種の有価証券の募集又は売出しについて既に行われた法第二十三條の三第一項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登録に係る有価証券のいずれかの募集又は売出しについて発行登録追補書類が既に提出されている場合（当該有価証券の発行者が法第二十四條第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）
- 三・四 (略)

(外国会社の代理人)

第七條 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第五條第一項又は第六項（法第二十七條において準用する場合を含む）。

ることにより取得した有価証券に係る有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等（同号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。）

5  
(略)

(開示が行われている場合)

第六條 法第四條第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
  - 二 当該有価証券又は当該有価証券と同種の有価証券の募集又は売出しについて既に行われた法第二十三條の三第一項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登録に係る有価証券のいずれかの募集又は売出しについて法第二十三條の八第一項の規定による発行登録追補書類が既に提出されている場合（当該有価証券の発行者が法第二十四條第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）
- 三・四 (略)

(外国会社の代理人)

第七條 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第五條第一項又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国会社届出

以下同じ。)の規定により有価証券届出書又は外国会社届出書(これらの訂正に係る書類を含む。)を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

2 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、発行登録書又は発行登録追補書類(これらに係る訂正発行登録書を含む。以下この項において同じ。)を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録書又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 (略)

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに発行登録追補書類を提出した

書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの(第十四条の二第一項第三号において「代理人」という。)を定めなければならない。

2 外国会社は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十三条の三第一項の規定による発行登録書又は法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録書又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるもの以外のものとする。

一 (略)

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものと並びに法第二十三条の八第一項の規

もの及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券  
と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券  
は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号二に掲げる  
有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は  
売価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合におけ  
る当該募集又は売出し

三〇五 (略)

(外国会社届出書の提出要件)

第九条の六 法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、  
届出書提出外国会社(同項に規定する届出書提出外国会社又は届  
出書提出外国者をいう。以下同じ。)が同条第一項(同条第五項  
において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出書  
に代えて外国会社届出書を提出することを、その用語、様式及び  
作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けるこ  
とがないものとして認める場合とする。

2 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第十三項(法第二十七条において準用する場合を  
含む。)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条に  
おいて「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、  
次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定め

定による発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にし  
たものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券  
(この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定  
にかかわらず、同条第一号二に掲げる有価証券と同一の種類の  
有価証券とみなす。)の発行価額又は売価額の総額を合算し  
た金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三〇五 (略)

(外国会社届出書の提出要件)

第九条の六 法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、  
届出書提出外国会社(同項に規定する届出書提出外国会社をい  
う。以下同じ。)が同条第一項(同条第五項において準用する場  
合を含む。以下同じ。)の規定による届出書に代えて外国会社届  
出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、  
金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして  
認める場合とする。

2 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第十項(法第二十七条において準用する場合を  
含む。)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条にお  
いて「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次  
の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める

る書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第八号までにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イ（略）

ホ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、当該契約の契約書の写し

ヘ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の契約書の写し

ト（略）

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 前号ロからトまでに掲げる書類

ハ（略）

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第八号までにおいて引用する場合を含む。）に定める書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ（略）

ホ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ヘ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

ト（略）

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ 前号イに定める書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 前号ロからトまでに定める書類

ハ（略）

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ 第一号イに掲げる書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 第一号ロからトまでに掲げる書類

ハ（略）

二 当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号八に掲げる書面

ホ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)（略）

(2)（略）

へ（略）

三の二（略）

三の三 第二号の五様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イ・ロ（略）

三の四・三の五（略）

四 第七号様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イト（略）

イ 第一号イに定める書類（第十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 第一号ロからトまでに定める書類

ハ（略）

二 当該有価証券届出書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、前号八に定める書面

ホ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)（略）

(2)（略）

へ（略）

三の二（略）

三の三 第二号の五様式により作成した有価証券届出書

イ・ロ（略）

三の四・三の五（略）

四 第七号様式により作成した有価証券届出書

イト（略）

五 第七号の二様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限り。）次に掲げる書類

イ 第二号イ及びロに掲げる書類

ロ (略)

ハ 前号ロ、八及びホからトまでに掲げる書類

五の二 第七号の二様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限り。）次に掲げる書類

イ 第一号ロ及びハに掲げる書類

ロ 第四号ロ、八及びホからトまでに掲げる書類

ハ 前号ロに掲げる書類

六 第七号の三様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限り。）次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第四号ロ、八及びホからトまでに掲げる書類

ハ 第五号ロに掲げる書類

六の二 第七号の三様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限り。）次に掲げる書類

イ 第一号ロ及びハに掲げる書類

ロ 第三号八からへまでに掲げる書類

五 第七号の二様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限り。）

イ 第二号イ及びロに定める書類

ロ (略)

ハ 前号ロ、八及びホからトまでに定める書類

五の二 第七号の二様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限り。）

イ 第一号ロ及びハに定める書類

ロ 第四号ロ、八及びホからトまでに定める書類

ハ 前号ロに定める書類

六 第七号の三様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第二号に掲げる者が作成したものに限り。）

イ (略)

ロ 第四号ロ、八及びホからトまでに定める書類

ハ 第五号ロに定める書類

六の二 第七号の三様式により作成した有価証券届出書（第九条の三第二項第三号に掲げる者が作成したものに限り。）

イ 第一号ロ及びハに定める書類

ロ 第三号八からへまでに定める書類

- 八 第四号口、八及びホからトまでに掲げる書類
- 二 第五号口に掲げる書類
- 七 第七号の四様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

- イ 第三号の三に掲げる書類

- ロ 第四号口からトまでに掲げる書類

- 八 外国会社届出書 次に掲げる書類

- イ 第一号口及び八に掲げる書類

- ロ 第四号口、八及びホからトまでに掲げる書類

- 八 第三号の三口に掲げる書類（第八条第一項第五号に掲げる場合に該当する場合に限る。）

- 二 第五号口に掲げる書類

2 (略)

(発行価格等の公表の方法)

第十四条の二 法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 発行者（発行者が外国会社である場合にあつては、当該外国会社又は第七条第一項若しくは第二項の規定により当該外国会社を代理する権限を有する者）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る

- 八 第四号口、八及びホからトまでに定める書類
- 二 第五号口に定める書類
- 七 第七号の四様式により作成した有価証券届出書

- イ 第三号の三に定める書類

- ロ 第四号口からトまでに定める書類

- 八 外国会社届出書

- イ 第一号口及び八に定める書類

- ロ 第四号口、八及びホからトまでに定める書類

- 八 第三号の三口に定める書類（第八条第一項第五号に掲げる場合に該当する場合に限る。）

- 二 第五号口に定める書類

2 (略)

(発行価格等の公表の方法)

第十四条の二 法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 発行者（発行者が外国会社である場合にあつては、当該外国会社又はその代理人）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通

電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

2  
(略)

(新株予約権証券に準ずる有価証券等)

第十四条の二の二 法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

二 外国の者の発行する新株予約権証券

2 法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する新株予約権とする。

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書

じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

2  
(略)

(新株予約権証券に準ずる有価証券等)

第十四条の二の二 法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

2 法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書

の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

八 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

二・ホ (略)

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ(二) (略)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

八 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

二・ホ (略)

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類

ロ(二) (略)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ 二 (略)

3 第一項第二号及び前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項本文(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 発行登録目論見書 次に掲げる事項

イ 一 (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。)における当該重要な事実の内

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類

ロ 二 (略)

3 第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書

イ 一 (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合(次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

容	
(1)・(2) (略)	
ト (略)	
二 発行登録仮目論見書	次に掲げる事項
イ〜ハ (略)	
三 発行登録追補目論見書	次に掲げる事項
イ	当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)(における当該重要な事実の内容
(1)・(2) (略)	
ロ (略)	
2 (略)	
	(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)
	第十五条の三 令第三条の五第一項及び令第四条の十第一項に規定する有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)	
ト (略)	
二 発行登録仮目論見書	
イ〜ハ (略)	
三 発行登録追補目論見書	
イ	当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)(における当該重要な事実の内容
(1)・(2) (略)	
ロ (略)	
2 (略)	
	(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)
	第十五条の三 令第三条の五第一項及び令第四条の十第一項に規定する有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

- 
- 一 内国会社 次に掲げる書類
    - イ・ロ (略)
  - 二 外国会社 次に掲げる書類
    - イ・ホ (略)
- 2 (略)
- 3 第一項第二号に掲げる有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合における令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券を所有している者（非居住者を除く。）の数とする。ただし、当該発行者が発行する当該有価証券が申請時において外国金融商品取引所に上場されている場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。
- 一 (略)
  - 二 当該有価証券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当したことがない場合 申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者を除き、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に限る。）の数
- 

- 一 内国会社
    - イ・ロ (略)
  - 二 外国会社
    - イ・ホ (略)
- 2 (略)
- 3 第一項第二号に掲げる有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合における令第三条の五第二項及び令第四条の十第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券を所有している者（非居住者を除く。）の数とする。ただし、当該発行者が発行する当該有価証券が申請時において外国金融商品取引所に上場されている場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。
- 一 (略)
  - 二 当該有価証券が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当したことがない場合 申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除き、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に限る。）の数
-

<p>4 (略)</p> <p>5 第一項第二号に定める書類(同号イに掲げるものを除く。)が日本語をもつて記載したものでないとき及び同号イに掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文(同号イに掲げる書類にあつては、日本語又は英語による翻訳文)を付さなければならない。</p> <p>第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 内国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>二 外国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ 前号に定める書類(同号八に掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類)</p> <p>ロ 八 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(有価証券報告書の添付書類)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 第一項第二号に掲げる書類(同号イに掲げるものを除く。)が日本語をもつて記載したものでないとき及び同号イに掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文(同号イに掲げる書類にあつては、日本語又は英語による翻訳文)を付さなければならない。</p> <p>第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>二 外国会社</p> <p>イ 前号に掲げる書類(同号八に掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類)</p> <p>ロ 八 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(有価証券報告書の添付書類)</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 第一項第二号に定める書類(同号イに掲げるものを除く。)が日本語をもつて記載したものでないとき及び同号イに掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文(同号イに掲げる書類にあつては、日本語又は英語による翻訳文)を付さなければならない。</p> <p>第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 内国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>二 外国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ 前号に定める書類(同号八に掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類)</p> <p>ロ 八 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(有価証券報告書の添付書類)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 第一項第二号に掲げる書類(同号イに掲げるものを除く。)が日本語をもつて記載したものでないとき及び同号イに掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文(同号イに掲げる書類にあつては、日本語又は英語による翻訳文)を付さなければならない。</p> <p>第十六条 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>二 外国会社</p> <p>イ 前号に掲げる書類(同号八に掲げる書類がない場合には、これらに準ずる書類)</p> <p>ロ 八 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(有価証券報告書の添付書類)</p>

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくは八からへまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社 次に掲げる書類

イ・ロ（略）

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号ホにおいて同じ。）の適用を受けた社債等又はコマースナル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1) (2) (略)

ニ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、当該契約の契約書の写し

ホ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくは八からへまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社 次に掲げる書類

イ・ロ（略）

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号ホにおいて同じ。）の適用を受けた社債等又はコマースナル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1) (2) (略)

ニ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ホ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当

該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約  
その他主要な契約の写し

へ (略)

二 外国会社 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ ホ (略)

2 前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその日本語による翻訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその日本語による翻訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国会社報告書の提出要件)

第十七条の二 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社(同項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。次条から第十七条の九までにおいて同じ。)が有価証券報告書等(同項に規定する有価証券報告書等をいう。)に代えて外国会社報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(公告の方法)

該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約  
その他主要な契約の写し

へ (略)

二 外国会社 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類

ロ ホ (略)

2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、第十六条第五項第二号に掲げる書類を除きその日本語による翻訳文を付さなければならない。第十六条第五項第二号に掲げる書類又はその要約についてその日本語による翻訳文を国内の株主、債権者その他関係者に対し送付している場合においても、当該日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国会社報告書の提出要件)

第十七条の二 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社(同項に規定する報告書提出外国会社をいう。次条から第十七条の九までにおいて同じ。)が有価証券報告書等(同項に規定する有価証券報告書等をいう。)に代えて外国会社報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(公告の方法)

第十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。）第一条の規定は法第二十四条の第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、電子手続府令第二条（第三項を除く。）の規定は法第二十四条の第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中「第一号様式」とあるのは「企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五

第十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。）第一条の規定は法第二十四条の第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、電子手続府令第二条（第三項を除く。）の規定は法第二十四条の第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の五第一項及び発行者による上場

年大蔵省令第二十二号)第二十七条の五第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成六年大蔵省令第九十五号)第三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第四項及び第五項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(四半期報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の十五の二 法第二十四条の四の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により四半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社 次に掲げる事項

イ 二 (略)

株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成六年大蔵省令第九十五号)第三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第四項及び第五項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(四半期報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の十五の二 法第二十四条の四の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により四半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社

イ 二 (略)

<p>二 外国会社 次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 外国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ〜ホ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項の規定による承認(当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。)は、当該外国会社が、各四半期報告書等の提出期限までに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(外国会社四半期報告書の提出要件)</p> <p>第十七条の十六 法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令</p>	<p>二 外国会社</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 外国会社</p> <p>イ〜ホ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項の規定による承認(当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。)は、当該外国会社が、各四半期報告書等の提出期限までに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(外国会社四半期報告書の提出要件)</p> <p>第十七条の十六 法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令</p>
---	---

で定める場合は、報告書提出外国会社（同項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。次条から第十七条の十九までにおいて同じ。）が四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社半期報告書の提出要件）

第十八条の二 法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（法第二十四条第八項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。次条から第十八条の五までにおいて同じ。）が半期報告書に代えて外国会社半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条（略）

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

で定める場合は、報告書提出外国会社（同項に規定する報告書提出外国会社をいう。次条から第十七条の十九までにおいて同じ。）が四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社半期報告書の提出要件）

第十八条の二 法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（法第二十四条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。次条から第十八条の五までにおいて同じ。）が半期報告書に代えて外国会社半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条（略）

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマースナル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合 次に掲げる事項

イ 有価証券の種類及び銘柄（株券の場合には株式の種類を、新株予約権付社債券の場合にはその旨を含み、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合にはその旨を併せて記載すること。）

ロ、ワ（略）

提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマースナル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合 次に掲げる事項

イ 有価証券の種類及び銘柄（株券の場合には株式の種類を、新株予約権付社債券の場合にはその旨を含み、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合にはその旨を併せて記載すること。）

ロ、ワ（略）

二〇十九 (略)

3 (略)

4 臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二項第一号(前項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に提出する臨時報告書 次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

二 (略)

5 提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

6〜11 (略)

(外国会社臨時報告書の提出)

第十九条の二の二 法第二十四条の五第十五項に規定する内閣府令で定める場合は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載されている場合その他報告書提出外国会社(法第二十四条第八項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。次項において同じ。)が臨時報告書に代えて外国会社臨時報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 (略)

二〇十九 (略)

3 (略)

4 臨時報告書には、次の各号に掲げる臨時報告書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二項第一号(前項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に提出する臨時報告書

イ〜ハ (略)

二 (略)

5 提出会社が外国会社である場合には、前項に掲げるものの外、臨時報告書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

6〜11 (略)

(外国会社臨時報告書の提出)

第十九条の二の二 法第二十四条の五第十五項に規定する内閣府令で定める場合は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載されている場合その他報告書提出外国会社(法第二十四条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。次項において同じ。)が臨時報告書に代えて外国会社臨時報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 (略)

(自己株券買付状況報告書の記載内容等)  
第十九条の三 法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき者は、第十七号様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならぬ。

(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)

第二十一条 法第二十五条第一項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局(以下この条において「財務局等」という。)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類

関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地(提出会社が外国会社である場合には、第七条の規定により当該提出会社を代理する権限を有する者の住所)を管轄する財務局等

二 法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類 関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所の所在地(当該提出子会社が外国会社である場合には、第七条の規定により当該提出子会社を代理する権限を有する者の住所)を管轄する財務局等

2

(略)

(自己株券買付状況報告書の記載内容等)  
第十九条の三 法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、第十七号様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならぬ。

(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)

第二十一条 法第二十五条第一項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局(以下この条において「財務局等」という。)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類

関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所(提出会社が外国会社である場合には、第七条の規定による代理人)の所在地を管轄する財務局等

二 法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類 関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所(当該提出子会社が外国会社である場合には、提出子会社の第七条の規定による代理人)の所在地を管轄する財務局等

2

(略)

<p>4 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、本邦内に支店又は事務所を有する外国会社及び外国親会社等の本邦内にある提出子会社について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>22 第二十二條 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、本邦内に支店を有する外国会社及び当該外国会社の本邦内にある主要な支店並びに外国親会社等の本邦内にある提出子会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店に準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>22 第二十二條 (略)</p>
---	--

改正案	現 行
<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 自己株券買付状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 一般的事項 (1)・(2) (略) (3) 自己株式に係る会社法第156条第1項(同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会又は取締役会の決議(以下(3)において「授権決議」という。)があった日の属する月から同法第156条第1項第3号に掲げる期間の満了する日の属する月までの各月(この様式において「報告月」という。)の末日現在の自己の株式に係る株券の買付けの状況等について記載すること。 なお、複数の種類の株式について自己株式に係る授権決議がされた場合には、株式の種類ごとに記載すること。</p> <p>2 「取得状況」 (1)・(2) (略) (3) 「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月末現在の累計取得自己株式」欄の株式数及び面額の総額を「株主総会での決議状況」又は「取締役会での決議状況」欄の株式数及び面額の総額で除して計算した割合を記載すること。 (4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 自己株券買付状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 一般的事項 (1)・(2) (略) (3) 自己株式に係る会社法第156条第1項(同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会又は取締役会の決議(以下この(3)において「授権決議」という。)があった日の属する月から同法第156条第1項第3号に掲げる期間の満了する日の属する月までの各月(この様式において「報告月」という。)の末日現在の自己の株式に係る株券の買付けの状況等について記載すること。 なお、複数の種類の株式について自己株式に係る授権決議がされた場合には、株式の種類ごとに記載すること。</p> <p>2 「取得状況」 (1)・(2) (略) (3) 「自己株式取得の進捗状況」欄には、「報告月末現在の累積取得自己株式」欄の株式数及び面額の総額を「株主総会での決議状況」又は「取締役会での決議状況」欄の株式数及び面額の総額で除して計算した割合を記載すること。 (4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>